

令和7年12月3日第2回 陸災防フォークリフト荷役技能検定 2級 学科試験問題

【解答上の注意】

- 1 問題数は50問です。
- 2 解答用紙に受検番号と氏名を記入してください。
- 3 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
- 4 すべて正誤形式の設問です。各設問の記述内容が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
- 5 制限時間は40分です。

本試験問題で略記する法令名等は、以下のとおりです。

安衛法：労働安全衛生法

労基法：労働基準法

安衛令：労働安全衛生法施行令

安衛則：労働安全衛生規則

フォーク規格：フォークリフト構造規格

荷役ガイドライン：陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日基発0325第1号)

- 1 安衛法は、労基法と相まって、職場における労働者の安全と健康の確保を図ることを目的としているが、快適な職場環境の形成を促進することもその目的としている。
- 2 安衛法では、労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守らなければならないことが規定されている。
- 3 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を、作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない。
- 4 事業者は、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならぬ。
- 5 車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。
- 6 一の貨物で、重量が500kgのものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。
- 7 安衛令及び安衛則では、常時50人以上の労働者を使用する運送業の事業者は、フォークリフトの作業指揮者を選任し、選任したときは、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 8 フォークリフトは、1月を超えない期間ごとに1回、定期自主検査を行わなければならないが、これを行うときは、事業所に所属し一定の資格を有する者、または検査業者に実施させなければならない。
- 9 フォーク規格では、運転席が昇降する方式のフォークリフトは、運転者席に、手すりその他墜落による労働者の危険を防止するための設備を備えるものでなければならないとされている。
- 10 フォークリフトを使用して作業を行うときは、フォークリフト運転者が当該作業に十分熟知していれば、特に制限速度を定めず、効率的に作業できる速度で作業しても構わない。

- 1 1 ディーゼルエンジンは、ガソリンと空気との混合ガスを圧縮して、これに点火して得られる燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 1 2 フォークリフトに装着する冷却ファンは、通常の自動車に比べて、車速が低く、走行時の風速によるラジエーターの冷却効果が大きいので、ファン枚数を減らしたものをつけている。
- 1 3 フォークリフトの後車軸は、かじ取り車軸となっており、タイヤのかじ取り角は、自動車のかじ取り角と同様である。
- 1 4 ニューマチックタイヤ使用のフォークリフトより、ニューマチック形クッショントイヤ使用のフォークリフトの方が、乗り心地、燃費の面で有利である。
- 1 5 大きな荷物を運搬するときは、前方視界が悪いので後進するか、誘導者を付ける必要がある。
- 1 6 ピストンの上下運動によりクランクシャフトが2回転する間に、吸入、圧縮、燃焼、排気の4つの行程を行う4サイクルエンジンは、ガソリンエンジンに用いられるが、ディーゼルエンジンには、用いられていない。
- 1 7 排出ガス中の有毒ガスの低減に用いられる触媒マフラーは、触媒を利用して一酸化炭素、炭化水素を酸化させ水蒸気と炭酸ガスにする。
- 1 8 フォークリフトから乗り降りするときは、手すりやタラップを利用して車体右側から乗り降りしてもよい。
- 1 9 車両重量、積載荷重の大きいフォークリフトの場合、通常の運転者の踏力によるペダル操作では、十分な制動力が得られない場合があるため、ディスク式ブレーキが採用されている。
- 2 0 フォークリフト作業を開始する前に行う点検は、エンジン始動前と始動後に分けられる。始動後に行う点検は、必ず車上で操作しなければならない。

- 2 1 バックレストは、積み重ねられた複数の箱物、袋物などを一度に取り扱うパレット作業などで、フォーク上にのせた荷がマストの後方に落下することによる危険を防ぐための荷受けわくのことである。
- 2 2 リフトチェーンは、静的強度の安全係数が5以上と定められており、長時間の使用により摩耗して伸びたり、腐食により強度が下がることがなく、日常点検は不要である。
- 2 3 リフトブラケットは、前面にフォークを取り付けるフィンガーバーが溶接され側面にはリフトローラーが取り付けられている。
- 2 4 フォークリフトのアタッチメントの一つである回転フォークは、フォークが360度回転しボックスパレットに積み込んだバラ物の放出も容易にできるが、フォークを急回転させると、積荷の変動によりマストがよじれたり、最悪の場合転倒する危険性があるので注意が必要である。
- 2 5 マストにおけるフリーリフト量とは、マストを垂直にし、マストの高さを変化させずにリフトブラケットを上げることができる最大揚高で、地面からフォーク水平部の上面までの高さをいう。
- 2 6 リフトチェーンは、フォークを上下させるためのもので、リフトチェーンの一端は、アウターマストまたはリフトシリンダーに、他の一端は、チェーンホイールを経てリフトブラケットに連結されている。
- 2 7 パレットの部材について、上面および下面を構成する板状の部材をデッキボードといい、特にパレットの両端にあるものをエッジボードという。
- 2 8 フォークリフトを離れる場合には、駐車ブレーキを完全にかけ、変速レバーを中立にし、フォークを床面に降ろし、原動機を止めること。すぐにフォークリフトに戻る場合は、キーは付けたままでも差し支えない。
- 2 9 荷を積まない状態で坂道を下る場合、制動輪重の変化に伴う制動力の低下を防止するため、カウンターバランスフォークリフトでは前進で運転し、リーチフォークリフトでは後進で運転する。
- 3 0 パレットにフォークを差し込むときは、フォークは根元いっぱいに差し込み、フォークの垂直部前面またはバックレストに軽く接触する状態にする。

- 3 1 パレチゼーションとは、パレットを利用して物品を荷役、運搬し、保管したり、輸送する作業方式で、広く普及している。
- 3 2 床に置かれた荷を持ち上げるときは、いったんパレットを床面より 15~20cm 持ち上げ、荷の安定状態、フォークに対する偏荷重がないなどを確かめる。
- 3 3 フォークリフトでフレキシブルコンテナを扱う際は、直接フォークに掛けるのではなく、できるだけパレット荷として荷役運搬を行う。
- 3 4 フォークリフトを使用して坂を下る際には、エンジン式では、エンジンブレーキを利用し、電気式では、足ブレーキをかけゆっくり運転する。
- 3 5 フォークリフトを使用して取卸しする場合、取卸しをしようとする荷の手前についたら、速度を安全な速度まで落とし、荷の前に近づいたときは、いったん停止することなく、一気に取卸し作業に取りかかるのがよい。
- 3 6 力の 3 要素とは、力の大きさ、方向、作用点のことである。
- 3 7 1 つの力を互いにある角度をなす 2 つ以上の力に分けることを力の分解といい、分けられたそれぞれの力を合力という。
- 3 8 荷重がフォークリフトの本体から離れるほど、モーメントが大きくなるので、許容過重は減少する。
- 3 9 物体が静止しているときに働く静止摩擦力は、物体に力を加えていって、物体が動きはじめる瞬間に最大となる。このときの摩擦力を最大静止摩擦力という。
- 4 0 物体に、外力が作用したとき、その外力とつり合うために物体の内部に生ずる内力を「反発力」という。

- 4 1 荷役ガイドラインでは、陸運業の労働者が行う荷役作業における労働災害防止対策について、荷主等と陸運事業者のそれぞれが取り組むべき事項を示しているが、フォークリフトの安全対策については特に示されていない。
- 4 2 厚生労働省が示している「職場における腰痛予防対策指針」では、一般的な腰痛予防対策のほか、重量物取扱い作業や立ち作業等腰痛の発生の多い作業についても腰痛予防対策を示している。
- 4 3 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、墜落・転落の危険のある場所においては、墜落時保護用の保護帽を着用することが望ましいが、墜落時保護用の保護帽がないときは、飛来・落下物用保護帽を着用しても差し支えない。
- 4 4 荷役ガイドラインでは、荷役災害防止のための担当者を指名し、その担当者に、荷役災害防に必要な教育を実施することを求めている。
- 4 5 リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法である。
- 4 6 荷役ガイドラインによると、ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う場合、ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着することを必要としている。
- 4 7 荷役ガイドラインによると、荷主側に対し、管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分することを求めている。
- 4 8 荷役ガイドラインでは、荷役作業による労働災害が減少しない要因の一つとして、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっていない点を挙げている。
- 4 9 フォークリフト運転技能講習修了後、おおむね6年ごとにフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受けることが事業者に求められている。
- 5 0 労働安全衛生法（政令、省令を含む。）で、「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団のことをいい、小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷が積み重ねられたものは除かれる。